

議会『村議会に』紀行『聞こう』

村民の皆さまからよく聞かれる疑問に答えてみました。

※前号は紙面の都合上お休みしました。

村議会 & 村会議員のしごと

議長交際費②

交際費で出されんとはどぎゃんとな。

選挙の出陣・当選、就任祝。政党の定期大会、新春祝賀会等の会費。パーティー券代が違法な事例であり、内部的な会議に伴う飲食費も支出しません。10月からの支出は、在熊阿蘇ふるさと会総会、商工会、区長会各会費の計24,000円、議員研修時、視察先土産代（三重県環境技術移転センター、島根県研修地等6ヶ所）の約14,000円です。

請願審査は各委員会に付託することが原則です。この場合は短期の会期中に、採択不採択を決定するのではなく、時間をかけ内容調査する必要があると判断し、議決により庁舎整備特別委員会を設置し付託されました。継続審査で特別委で慎重に調査を行い、3月議会で報告され、結果は不採択となりました。

請願の委員会付託とは

庁舎統合の住民投票条例制定の請願が、12月議会で特別委員会に付託され、3月議会で特別委員会から審査報告後、採決されたがどぎゃんこつな？

債務負担行為とは

12月の議会で、光ブローなんてる補助金が4億3千万円、3月議会で一心行公園管理委託2,400万円、債務負担行為で言いなつたが、意味ば教えなつせ。

債務負担行為は、地方自治法で規定されています。

村の光ブロードバンド基盤整備事業がこれから3ヶ年で実施され、26年度以降、後年度においても「負担＝支出」をしなければならない場合には、議会の議決を経てその期間と額を確定するものです。来年度からの予算の一部を前倒しするのです。

ちなみに光ブロードバンドとは、大容量のデータを送受信できる高速インターネット接続サービスのことで、使用される光ファイバーとは、電気信号を光に変えて情報を伝送するケーブルのことです。